*※提出時には、この行を含めた赤字斜体字部分は削除してください。*

*※「／」の箇所は該当するものを選択いただくか、「●●」部分に具体名や数量を記入してください。その上で、選択したもの以外は削除してください。*

収入印紙

(6,900円)

　　　令和　●年　●月　●日

*※正式申請の日付を記入*

文化庁長官　殿

申請者（住所）〒

（氏名又は名称／法人名*※法人の場合*）

（法人の代表者肩書・氏名*※法人の場合*）

（担当者部署名・担当者名*※法人の場合*）

（担当者電話番号*※法人の場合*）

（担当者メールアドレス*※法人の場合*）

（代理人氏名*※代理人申請の場合・要委任状*）

裁定申請書

　著作権法第67条第１項の規定に基づき、下記の著作物の利用を行いたいので、必要な資料を添えて申請します｡

記

１　著作物の題号

●●●／題号なし／題号不明／●●●　外●点　別表のとおり*※対象著作物が複数の場合*

２　著作者名

●●●／著作者名の表示なし／不明／●●●　外●名　別表のとおり*※対象著作者が複数の場合*

３　著作物の種類及び内容又は体様

【著作物の種類】●●の著作物*※文化庁ウェブサイトに公開している「裁定の手引き」（以下、手引き）P19・P59参照*

【内容又は体様】

４　著作物の利用方法

【利用する数量】

【有償・無償の別】有償（本体価格●●円）／無償

【利用期間】令和●年●月●日～令和●年●月●日/●年/●ヵ月

*※一定期間の利用が見込まれる場合は、必ず利用期間を記入してください。*

*（一度きりの配布等で利用が終了する場合は、本項は削除。）*

【利用方法】*※手引きP19参照*

５　補償金の額の算定の基礎となるべき事項

【補償金額】●●円（税込）

【算定の基礎となるべき事項】*※手引きP21参照*

【算定式】

６　著作権者と連絡することができない理由

　（例）以下のとおり、（１）権利者と連絡を取るために必要な情報を取得するための所定の措置をとり、かつ、（２）取得した権利者情報や保有していた全ての権利者情報に基づき、権利者と連絡するための措置をとったにもかかわらず、権利者と連絡することができなかった。

**＜通常（裁定を受けようとする著作物が過去に裁定を受けたものでない）の場合**＞

*※こちらに該当する場合は、後述の＜裁定を受けようとする著作物が過去に裁定を受けたものである場合＞の箇所は全て削除ください*

（１）権利者と連絡を取るために必要な情報を取得するための所定の措置

ア 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること

【実施日】令和●年●月●日

【手段】*※(ⅰ)か(ⅱ)のどちらかを選択*

(ⅰ)●●の閲覧／(ⅱ)ウェブサイト（具体的なサイト名）での検索

【結果】

イ 広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること

(ⅰ) 著作権等管理事業者への照会

【実施日】令和●年●月●日

【著作権等管理事業者名（あれば担当者名も記載）】

【手段】電話／メール／FAX／文書

【結果】

(ⅱ) 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人等への照会

【実施日】令和●年●月●日

【法人等名（あれば担当者名も記載）】

【手段】電話／メール／FAX／文書

【結果】

ウ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること

【掲載日】令和●年●月●日

【方法】日刊新聞氏への掲載／公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトに７日以上の期間継続して掲載

【結果】

（２）取得した権利者情報や保有していた全ての権利者情報に基づき、権利者と連絡するための措置

【取得した権利者情報】住所／電話番号／ＦＡＸ／メールアドレス／その他（過去の勤務先等）／無し

【措置日】令和●年●月●日

【措置内容】

**＜裁定を受けようとする著作物が過去に裁定を受けたものである場合＞**

*※こちらに該当する場合は前述の＜通常（裁定を受けようとする著作物が過去に裁定を受けたものでない）の場合＞の箇所は全て削除ください。*

（１）権利者と連絡を取るために必要な情報を取得するための所定の措置

ア 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること

【実施日】令和●年●月●日

【手段】過去に裁定を受けた著作物等のデータベースでの検索

【結果】

イ 広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること

【実施日】令和●年●月●日

【手段】過去に裁定を受けた著作物等のデータベースでの検索

【結果】

ウ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること

【掲載日】令和●年●月●日

【方法】日刊新聞氏への掲載／公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトに７日以上の期間継続して掲載

【結果】

（２）取得した権利者情報や保有していた全ての権利者情報に基づき、権利者と連絡するための措置

【取得した権利者情報】住所／電話番号／ＦＡＸ／メールアドレス／その他（過去の勤務先等）／無し

【措置日】令和●年●月●日

【措置内容】

７　著作権法第67条第２項の該当の有無

　　　有り／無し

８　著作権法第67条の２第１項の規定による著作物の利用の有無

　　　有り／無し